

第4条 （対価）

- 1.甲は、乙が紹介した者を採用したときは、成功報酬として採用決定者の想定年収の35%にあたる対価を支払うこととする。
- 2.前項にいう想定年収とは、基本給、職務給、定額支給する超過勤務手当および諸手当ならびに標準的に 予定する賞与・業績連動報酬等を含む標準年収(通勤手当を除く)として採用決定者に明示した年額を言う。
- 3.甲が、乙に対して特別なコンサルティング活動を要請した場合は、活動費用及び報酬については、別途協議の上決定することとする。

第7条 （精算）

- 1.採用決定者が入社日以後、3ヶ月以内に甲との雇用契約を終了したとき（但し、本条第2項に該当する場合を除く）、乙は以下の基準に従い支払われた成功報酬を甲に返還するものとする。

* 1ヶ月以内	60%
* 3ヶ月以内	30%
- 2.前項の成功報酬の返還の定めは、以下のいずれかに該当する場合、適用しない。
 - ①甲が採用決定者を採用する際に、直前になって求人票記載事項と異なる労働条件で雇用契約の締結をした場合、若しくは、締結を求めたために直後に当該採用決定者が退職した場合
 - ②入社直後に、求人票の内容と異なる労働条件の変更を求めたために当該採用決定者が退職に至った場合
 - ③入社直後であっても雇用条件の内容が法令に反しているものであり、それにより当該採用決定者が退職に至った場合
 - ④会社都合または甲の責により退職に至った場合
 - ⑤当該採用決定者が死亡または病気により退職した場合
 - ⑥天災事変などの不測の事態の場合
- 3.甲が乙に対して行う当該採用決定者の退職報告が退職日から1ヶ月以上経過した場合に、本条第1項に基づく返金の対象からは除外されるものとする。